

令和 3 年

総務産経常任委員会会議録

令和 3 年 11 月 30 日

田上町議会

令和3年第5回臨時会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 令和3年11月30日 午前10時04分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 3番 | 藤田直一君 | 8番 | 椿一春君 |
| 4番 | 渡邊勝衛君 | 12番 | 関根一義君 |
| 5番 | 小嶋謙一君 | 13番 | 高橋秀昌君 |
| 7番 | 今井幸代君 | | |
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐野恒雄 | 地域整備課長 | 時田雅之 |
| 総務課長 | 鈴木和弘 | 産業振興課長 | 佐藤正 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社
- 9 本日の会議に付した事件
- 承認第11号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内
7款 商工費
8款 土木費
- 承認第12号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号））の報告について
- 議案第32号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 33 号 令和 3 年度田上町一般会計補正予算（第 7 号）議定について中

第 1 表 歳入

第 1 表 歳出の内

1 款 議会費

2 款 総務費（1 項、5 項）

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

議案第 34 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

議案第 36 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

午前10時04分 開 会

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、改めまして皆さん、おはようございます。定刻1分前ではありますけれども、皆さんおそろいですので、総務産経常任委員会付託案件審査を始めさせていただきたいというふうに思います。

なお、傍聴は三條新聞社、新潟日報社から傍聴の申出をいただいておりますので、許可をしております。

町長から一言ご挨拶願います。

町長（佐野恒雄君） お疲れさまでございます。総務産経常任委員会に付託された案件が6件ございます。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

それでは、本委員会に付託されました案件は、承認第11号 専決処分（令和3年度田上町一般会計補正予算（第6号））の報告について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、7款商工費、8款土木費、承認第12号 専決処分（同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号））の報告について、議案第32号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第33号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第7号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項、5項）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第34号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について、議案第36号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）議定についてとなっております。

それでは最初に、承認第11号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。承認第11号ということで議案書の4ページからになります。専決処分の報告ということでございます。先ほど町長提案理由の説明でありましたとおり、10月13日に議員全員協議会で皆様方にご説明をさせていただいた新型コロナウイルス感染対策に対する追加支援策ということでお願いしたいと思います。

それでは、議案書6ページでございます。令和3年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出それぞれ1,020万6,000円の追加をお願いし、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,813万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳入をお願いいたします。11ページをお願いいたします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス対策事業補助金978万5,000円ということで、こちらにつきましては、国のほうから事業者支援分ということで新たに追加交付されたということで受入れをお願いするものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金117万1,000円をお願いするものでございまして、この補正後でございますが、繰越金の保留といたしまして約2,463万円ほど流用させていただいているという状況でございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。田上ごまどう温泉源泉使用料ということで、今回10月から3月分をなお減免をするということで、それに見合う使用料75万円の減額をさせていただくといった内容でございます。

歳入は以上でございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 改めまして、おはようございます。それでは、歳出12ページのほうを御覧いただきたいと思います。真ん中ほどに7款商工費がございますが、そちらのほうの説明を申し上げます。7款1項4目湯っ多里館事業費につきましては、75万円の減額をお願いするもので、内容については右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。24節積立金75万円の減額であります。観光施設整備基金元金の積立金ということでございますが、これは町長並びに総務課長から先ほどお話がございましたが、10月13日に開催されました議員全員協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の追加支援策として、入り込み客数の減少により経営に大きな影響が出ております湯田上温泉の各旅館に対し、10月から3月までの半年間の源泉使用料について、減免措置の延長をお願いしたいということで議員全員協議会のほうでご説明申し上げました。この観光施設の整備基金の積立金は、歳入の源泉使用料を基に積立てをしておりますので、今回積立金の額についても同様に減額をさせていただきたいというものでございます。

説明は以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。続きまして、8款のほうになりますが、8款土木費、3項都市計画費、3目下水道対策費840万円の追加をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業特別会計繰出金として同額を繰り出すものでございますが、先ほど来ご説明ありますように、こちらにつきましても新型コロナ対策の事業の一環としまして、温泉旅館に

対する温泉利用分の下水道使用料の減免を4月から9月までの半年分行っておりましたが、10月から3月までの半年分を延長するということで、それらの費用について繰出金をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第11号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第12号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書13ページのほうを御覧ください。承認第12号 専決処分の報告についてということで、こちらにつきましても10月13日の議員全員協議会でご説明申し上げました新型コロナ対策、それから先ほど繰出金の関係で一般財源で若干ご説明させていただきましたが、旅館に対する下水道使用料の減免の関係ということで、補正のほうさせていただきました。

それでは、議案書15ページのほうを御覧ください。令和3年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）となります。今回の補正につきましては、予算総額の増減はございません。歳入の組替えの補正ということになりますので、よろしくお願いいいたします。

では、中身の説明をさせていただきます。議案書をはぐっていただきまして18ページのほうお願いいいたします。歳入のほうになりますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料840万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほう御覧ください。下水道使用料ということで、先ほど来ご説明しておりますが、温泉利用分の下水道使用料の減免ということで旅館4件、それから湯っ多里館の分を計上してございます。

それから、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金840万円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、減免額に相当します840万円の分を一般会計から繰り入れるということで計上させていただいております。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、承認第12号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第32号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の19ページからになります。議案第32号田上町職員の給与に関する条例の一部改正ということでございます。めくっていただきまして20ページでございますが、先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、人事院、それから新潟県の人事委員会の勧告でございますが、今回給料表の改正を行わず、期末・勤勉手当の年間の支給割合を4.03月という勧告を行いました。当町におきましてこの内容を考慮いたしまして、現在の合計支給割合を0.10月引下げをして年間4.03月に改正をお願いするものでございます。

今回皆様方に参考資料ということでお配りをさせていただきましたので、そちらも御覧になっていただければと思うのですが、今回の条例につきましては、20ページの次の新旧対照表であります。現在の支給割合127.5を0.1減とし、引き下げて、117.5という形で改正をさせていただくという部分でございますし、めくっていただきました資料ナンバー4は、令和4年4月1日以降でございますが、この期末手当を均等に、6月、12月が同じ率になるということで改正をするという内容でございます。

それでは、参考資料のほうで説明をさせていただければと思います。議案第32号の参考資料を御覧いただければと思います。改正理由は先ほど申し上げたとおり、県、国の人勧に伴う期末手当の支給月数の改定ということで、影響額といたしましては464万7,000円の減額です。改正内容は、先ほど申し上げたとおり、給与月額の変更はなし、期末手当については一般職は0.10引下げでございます。特別職、議員については、先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、改定はしないということでございます。その下にある議案第32号「田上町職員の給与に関する条例の一部改正」、先ほど申し上げました期末の手当、12月の月数を減、引下げ、さらに令和4年度以降は6月、12月を均等になるようにということで改定をさせていただくものでございます。影響額といたしまして、一般職の関係417万円でございます。参考までに、会計年度職員につきましても一般職の期末手当を準用するというので、0.10月の引下げということでございます。令和3年度は職員同様1.175、令和4年度以降は6月、12月それぞれ1.225月ということでございます。影響額につきましては47万7,000円でございます。合計いたしますと464万7,000円ということで、その下に一般職、会計年度任用職員ということで影響額を載せてございます。後ほど

補正予算の説明をさせていただきますが、この表自身はあくまでも人事院勧告に伴う影響額でございます。金額によって、非常に金額少ないものについては今回補正を見合わせていただいております。さらに、共済費につきましては今回減額になるのですが、それぞれの職員の年間の金額が決まりますと共済費は数字が変わる関係がありますので、12月議会にこの部分を含め、補正をさせていただくということで今回共済費については計上しておりませんので、ご了解いただければと思います。

あわせて、今回補足資料ということでもお配りをさせていただきました。先ほど来町長の提案理由にありました、今回特別職、議員については改正はしないということでございます。まず、昨日県議会で同じくこの条例改正、期末手当の支給の改正をされる議会が開催をされ、議決を得たということで、参考資料ということで昨日県議会で提出された部分を参考に、昨日県のほうから頂いた内容でございます。これは知事、副知事、県議会議員の期末手当の考え方ということで、12月期の期末手当について1.65月を1.60月に改正をするということで、令和4年度以降については、同様に均等になるように調整するというので3.25月という形での改正をするといった内容でございます。

あわせて、補足資料2を御覧いただければと思います。令和3年度の給与改定の状況でございます。国、新潟県、田上町、それぞれ一般職、特別職ということで表を作らせていただきました。一般職につきましては、今回国につきましては0.15月の引下げで4.30月、新潟県は0.10月ということで4.30月ということで、田上町におきましても一般職は0.10月の引下げということで、県の人事委員会に準ずるということで、4.30月を今回条例改正をさせていただいているところでございます。

特別職につきましては、期末手当、国が3.25月、0.10月引下げをしたということで、新潟県につきましても国の3.25月を参考にして同様に引下げをしたということで0.05月でございます。そういったしますと、田上町の現状はどうかと申し上げますと、今3.25月になっていると。これにつきましては、先ほど町長提案理由で説明をいたしましたけれども、遡ること平成17年度に国の人勧、県の人事委員会は、その当時0.05月引上げをということで勧告がされました。当時町としても財政健全化をしていたということで、この0.05月の引上げという部分を、それを見送るという決断をさせていただきました。その後、基本的には一般職、議員、特別職、全て同じ割合で国とか県の人事委員会は出てきたという部分で、この改正がなかなかできないというような状況がありました。今回国が3.25月ということでこれに合わせて新潟県は3.25月ということで引下げをするということになりましたので、今回県、国、

田上町も3.25月という形でその月が合ったということもございますので、今まで0.05月の分を今回はここで県、国で統一されたということ踏まえまして、今回町では特別職並びに議員の報酬、手当の改正は行わないということでさせていただきましたので、今回はあくまでも職員の期末手当の引下げに関係する条例の提案をさせていただきますとといった内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 田上町は、人事院勧告に基づいた措置をするということが動きなのですが、昨年もしか引下げを行った。そのとき私反対しなかったような気がするのです。同意した。2年連続引下げを行う、しかも状況はコロナ禍の中で、田上町職員に限って言ったとしても、ワクチンの接種や様々なこういう大変な状況の中で職員は頑張っているわけです。にもかかわらず、こういう一時金、いわゆるボーナスと言われるものを下げることについて、私は非常に苦しいというか、思いがあるのです。一方、職員そのものでいえば職員でしかないではないかとなるが、しかしそれは地域経済においても少なからぬ大きな影響を与えるものだと。ここで見ると四百数十万円の減額になるわけですから、もちろんこのことが直ちに田上町だけに使われなくなるということではないのだけれども、全体としてこれが全国で行われれば、当然にしてこの地域経済にも大きな影響を与えざるを得ない。そういう中でやっていくということについて、執行当局はどういうふうに捉えるのかなということでお伺いしたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） そもそも人事院勧告というのは、公務員にとってストができない部分の代わりにそういう給与の改定を人事院がやるという形でずっと来ています。本来我々の給与は、当然今まで国が調査した結果に基づいて、民間と比較してどうかということ出てきた勧告を基本的には私どもとしては尊重してやってきたと。当時、平成22年度についてはそういうことよりも県の人事委員会、一番身近なところでの評価をする、そういうものをベースにして私どもとしては給与、手当がどうかということで、そのときから新潟県人事委員会をベースにしてずっと捉えてきた関係があります。確かに高橋委員がおっしゃるとおり、そういう部分では確かに我々も新型コロナの関係で非常に大変。一方では、地場と比較するというもともとの制度を踏まえた中で県が出した人事委員に、当然私どもとしても今までそうい

うふうに従ってきたという部分から捉えれば、当然それは準じてやっていく。当然そういうベースがないですから、我々としてはやはりそういうものを一つの目安として、勧告を受け入れていく必要があるかなというふうには考えております。

総務産経常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方、よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第32号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第33号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の21ページからになります。議案第33号 田上町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出それぞれ368万4,000円の減額をお願いいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億5,445万1,000円とする内容でございます。内容につきましては、今ほど議案第32号で説明させていただきました、人事院勧告に伴います田上町職員の給与に関する条例で手当等を引下げをさせていただいた内容が主なものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、27ページ、歳入でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回368万4,000円の減額でございます。今回財政調整基金からの繰入れをこの金額減額をさせていただきまして、繰入れを減らすというような形になります。そういたしますと、今現在の残高の見込みといたしましては、8億4,380万円ほどになります。8億4,380万円ほどの基金残高の見込みでございますので、お願いいたします。

では、歳出お願いいたします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、ページめくっていきまして28ページからになります。1款1項1目議会費7万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄に移っていきまして、内容につきましては、先ほど来総務課長の説明がありますように、期末手当ということとなっております。

以上です。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費54万円でございますが、職員の関係の期末手当の引下げに伴う分の減額でございます。

それから、29ページ、2款5項統計調査費、1目統計調査総務費2万1,000円の減額でございますが、これも同様に期末手当の引下げに伴う減額措置でございます。

産業振興課長（佐藤 正君） 続きまして、30ページになります。6款1項1目農業委

員会費、3節の職員手当等でございますが、農業委員会事業ということで7万3,000円の減額でございます。これにつきましては、先ほど来説明がございまして、職員の関係の期末手当の減額に伴うものでございます。

引き続きまして、31ページになります。6款1項3目農業振興費でございますが、14万6,000円の減額ということでございます。説明欄のほうお願いいたします。農業振興事業ということで14万6,000円の減額。これも同様に職員の関係の期末手当の減額ということでございます。

その下、7款1項1目商工総務費でございます。10万3,000円の減額ということでございます。内容につきましては、商工総務事業ということで、職員手当等ということで、こちらも職員の関係の期末手当の減額ということでございます。

以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 続きまして、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費18万7,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。同じく同様に職員の期末手当の減額分となります。

ページはぐっていただきまして32ページをお願いいたします。3項都市計画費、3目下水道対策費8万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。下水道事業会計のほうでまたご説明差し上げますが、人勧に関する職員の期末手当分の減額分として、8万6,000円の繰り出しを減額するものでございます。

説明は以上であります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。よろしいでしょうか。

ないようですので、議案第33号に対する質疑は終了いたします。

続いて、議案第34号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書38ページをお願いいたします。

一般会計同様の内容になりますけれども、議案第34号 令和3年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第3号）となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万6,000円を減額いたしまして、予算総額を3億2,991万4,000円とするものでございます。

それでは、説明に入らせていただきますが、43ページのほうお願いいたします。

まず、歳入になりますけれども、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金8万6,000円の減額をお願いするものでございます。先ほど一般会計のほうでもご説明差し上げましたが、一般会計からの繰入金の分となってございます。

ページはぐっていただきまして44ページお願いいたします。歳出のほうになりますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2万4,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。こちらにつきましても職員の期末手当の減額分となってございます。

2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費6万2,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。こちら2つに分かれておりまして、まず汚水事業に係る職員の期末手当分、それと雨水事業に係る職員の期末手当分ということで、それぞれ2万4,000円と3万8,000円の減額をお願いするものであります。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第34号に対する質疑は終了いたします。

それでは最後に、議案第36号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） 恐れ入ります、議案書60ページのほうをおはぐりください。では、議案第36号になります。令和3年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）となります。内容につきましては、こちらも一般会計同様で期末手当の減額の関係となります。

予算第2条のほうを御覧いただきたいと思いますが、まず収益的支出の予定額につきまして、既決予算額から5万円を減額いたしまして、総額を2億5,517万8,000円とするもの。それから、予算第3条のほう御覧いただきたいのですが、こちら資本的支出の分になりますけれども、こちら既決予算から3万円を減額いたしまして、資本的支出の予算総額を8,247万6,000円とするものでございます。

61ページのほうを御覧ください。予算第4条の関係になりますが、流用制限の関係で職員の給与費を計上してございますが、先ほど減額する分につきまして既決予定額から8万円を減額し、予算流用制限額につきまして1,653万9,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明差し上げます。62ページのほうを御覧ください。収益的支出となります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目総係費5万円の減額をお願いするものでございます。説明欄のほうを御覧ください。まず、2節手当、こちら期末手当の減額分ということで3万8,000円の減額をお願いするものでございますし、これに係る引当金ということで40節賞与引当金繰入額1万2,000円の減額をお願いするものでございます。

63ページのほうを御覧いただきたいと思います。こちら資本的支出の部になりますが、1款資本的支出、1項建設改良費、10目事務費3万円の減額をお願いするものでございます。先ほどの収益的支出と同様であります。2節手当、期末手当分の減額ということで2万3,000円の減額、それから賞与引当金繰入金の分ということで7,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第36号に対する質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

まず最初に、承認第11号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第11号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第11号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、承認第12号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第12号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、承認第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 先ほど少し議論を行いました。私は何かこういうことをやっていけばいくほど、民間が下がったから公務員を下げる。そうすると、民間企業どうするかという、公務員は下がったのだからうちも上げられない。悪のサイクルに回っていく。そういう悪循環で地域経済は大きく疲弊するのではないか。だから、やっぱり根本的には人事院勧告がきちっと給与を上げているという、そういうスタンス取るべきだと思います。しかしながら、そういう前提でいくと私は反対の立場を取るべきなのですが、ここでは職員組合がこれに同意したという状況が一つあるということと、もう一つは何らかの町としては人勤というそこに依拠して根拠を求めざるを得ないという、この実態からして私は今回については反対しない、賛成の態度を取りたいと思います。

総務産経常任委員長（今井幸代君） それでは、お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり決定いたしました。

議案第33号について、それでは討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前10時40分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月30日

総務産経常任委員長 今 井 幸 代